

令和5年8月31日

令和6年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（総括）)

1. 令和6年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	14,000	19,000	△5,000	△ 26.3
(2)産業投資	1,024	240	784	326.7
うち 出 資	1,024	240	784	326.7
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	15,024	19,240	△4,216	△ 21.9

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度末 残高(見込)	令和5年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	63,542	56,934	6,607	11.6
(2)産業投資	7,410	6,436	974	15.1
うち 出 資	7,372	6,348	1,024	16.1
うち 融 資	38	88	△50	△56.9
(3)政府保証	1,350	1,550	△200	△12.9
うち 国内債	1,350	1,550	△200	△12.9
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	72,301	64,920	7,381	11.4

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額		23,800	27,900	△4,100
(内訳)	公庫貸付	23,100	27,400	△4,300
	証券化	700	500	200

資金計画

(単位：億円)

区 分		令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額		23,384	27,608	△4,225
(財源)	財政投融资	15,024	19,240	△4,216
	財政融資	14,000	19,000	△5,000
	産業投資	1,024	240	784
	政府保証	—	—	—
	自己資金等	8,360	8,368	△9
	一般会計補給金	149	143	6
	東日本大震災復興特別会計出資金	0	1	△0
	エネルギー対策特別会計補給金	0	0	△0
	財投機関債	1,000	1,000	—
	貸付回収金	14,989	15,336	△347
	借入金等償還	△8,443	△8,808	365
	その他	664	696	△32

令和5年8月31日

令和6年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社日本政策金融公庫(中小企業者向け業務) (融資・証券化支援保証業務))

1. 令和6年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	14,000	19,000	△5,000	△26.3
(2)産業投資	1,024	240	784	326.7
うち 出 資	1,024	240	784	326.7
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	15,024	19,240	△4,216	△21.9

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度末 残高(見込)	令和5年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	63,542	56,934	6,607	11.6
(2)産業投資	7,165	6,191	974	15.7
うち 出 資	7,127	6,103	1,024	16.8
うち 融 資	38	88	△50	△56.9
(3)政府保証	1,350	1,550	△200	△12.9
うち 国内債	1,350	1,550	△200	△12.9
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	72,057	64,675	7,381	11.4

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	23,100	27,400	△4,300
(内訳) 公庫貸付	23,100	27,400	△4,300

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	23,100	27,400	△4,300
(財源) 財政投融资	15,024	19,240	△4,216
財政融資	14,000	19,000	△5,000
産業投資	1,024	240	784
政府保証	—	—	—
自己資金等	8,076	8,160	△84
一般会計補給金	149	143	6
東日本大震災復興特別会計出資金	0	1	△0
エネルギー対策特別会計補給金	0	0	△0
財投機関債	732	806	△74
貸付回収金	14,989	15,336	△347
借入金等償還	△8,443	△8,750	307
その他	649	624	25

財政投融资を要求するに当たっての基本的考え方

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務）)

<官民の役割分担・リスク分担>

1. 政策目的の実現に必要な範囲内で、金融・資本市場に関与するに際し、官民の適切な役割分担がなされているか。

公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に従い、民間金融機関の補完を旨としつつ、中小企業者の行う事業の振興に必要な資金であって、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを供給している。

(1) 平時における公的金融機能

(イ) 民間金融機関では対応困難な長期固定金利資金の安定供給

民間金融機関では、資金調達面の制約等から短期貸付が主体であるのに対し、公庫は、5年超の貸付が約7割を占め、民間金融機関の対応が困難な部分を補完し、中小企業者の長期資金ニーズに応えている。

(ロ) セーフティネット機能の発揮

事業環境の変化等によって、一時的に業況が悪化している中小企業者は、中長期的には業況が回復し、かつ発展することが見込まれるといった場合でも、情報の非対称性により、民間金融機関から円滑な資金調達を行えない恐れがある。

公庫は、かかる中小企業者に対して、事業見通し等を精査すること等を通じて、長期資金を安定的に供給し、セーフティネット機能を発揮している。

(ハ) 政策性の高い貸付の実施

公庫は、新事業、事業再生・事業承継、海外展開、セーフティネットなどの分野や地域経済の活性化、環境対策、災害対策、雇用確保に貢献する設備投資の喚起など、政策性が高く、民間金融機関だけでは不十分な分野に対し、資金供給を行うことで政策誘導を行っている。

さらに、公庫は貸付毎に貸付限度を定めており、民間金融機関と協調するよう努めている。

(2) 危機時における公的金融機能

新型コロナウイルス感染症に係る貸付、東日本大震災や令和2年7月豪雨等の大規模災害時における災害復旧貸付や、大型倒産等の緊急時におけるセーフティネット貸付を着実に実行することで、復興支援機能やセーフティネット機能を発揮している。

2. 官民が適切にリスク分担し、民間企業のモラルハザードを防止しつつ、適度な支援を行っているか。

中小企業者は大企業に比べて担保力・信用力に劣っており、公庫は、民間金融機関では供給困難な長期固定金利資金の安定的な供給を行う必要がある。特に、事業環境の変化等によって、一時的に業況が悪化している中小企業者は、中長期的には業況が回復し、かつ発展することが見込まれるといった場合でも、民間金融機関から円滑な資金調達を行えない恐れがある。このような中小企業者に対して円滑な資金供給を行うことで、中小企業者の負うリスクの一部を負担している。

また、新たな事業展開を行うが、民間金融機関から融資を受けることが難しい企業に対する資金の供給を行うといった政策的役割を遂行し、中小企業者が負うリスクを負担している。例えば、独創性に富んだ新事業に取り組む場合、海外の成長を取込み事業の発展を図るため海外展開を行う場合等には、事業に伴う中小企業者の負うリスクは大きいため、公庫がこれらの企業に対して長期固定金利の資金を安定的に供給することで、中小企業者のリスクテイクを補完している。

他方、公庫は貸付に当たって、十分な審査を行い、申込先の事業見通し等を精査し、必要に応じて債権保全に必要な担保を徴求するとともに、貸付後においても借入先の業況把握に努め、経営課題に対して指導・助言を行い、公庫への償還が確実にできるように努めている。

従って、中小企業者と公庫とで適切にリスクを分担しており、モラルハザードを防止しつつ、適切な支援を行っているものである。

<対象事業の重点化・効率化>

3. 「民間にできることは民間に委ねる」という民業補完性を確保する観点から、対象事業の重点化や効率化をどのように図っているか。

公庫においては、これまでも「財政投融资改革の総点検」及び「今後の財政投融资の在り方について」等における指摘を踏まえ、リスクに見合った金利の設定の拡充や特別貸付制度の整理・統合、特別利率の適用範囲の見直し等に積極的に取り組んできたところである。

具体的には、平成17年度及び平成18年度において、基準利率について調達コストに見合った金利体系への見直しを図ったほか、無担保又は担保不足の貸付を行う場合に個別中小企業者の信用リスクに応じた上乘せ金利を導入する等、リスクに見合った金利設定に努め、さらに平成20年度には事業基盤の維持・強化を図りつつ、担保に過度に依存しない融資を推進するため、リスク対応金利を導入するなどの金利体系の見直しを行っている。また、特別貸付制度については、主務省において順次整理・統合が進められており、特別利率の適用範囲についても見直しが行われている。なお、一般貸付については、量的補完の分野から撤退するとの指摘等を踏まえ、平成20年10月に廃止となった。

令和6年度の貸付規模については、民業補完の徹底と政策性の発揮の観点を踏まえ、中小企業者の資金調達に支障の来すことのないように配慮しつつ、2兆3,100億円を要求することとしている。

＜財投計画の運用状況等の反映＞

4. 財投編成におけるPDCAサイクルを強化する観点から、財投計画の運用状況を財政投融資の要求内容にどのように反映しているか。

令和4年度については、中小企業者の資金繰り支援、スタートアップ・事業再生や働き方改革に資する生産性向上の取組等の支援を重点的に行うとともに、新型コロナウイルス感染症の影響により経営状態が悪化した中小企業者等の経営安定等を図るため、必要とする資金需要に的確に対応すべく、貸付規模3兆3,700億円、財政投融資規模1兆1,969億円（うち財政融資1兆1,800億円）を確保した。

結果として、令和4年度貸付実績は1兆3,437億円となったこと等から、財政投融資は1,124億円（うち財政融資1,124億円）の執行となり、1兆845億円（うち財政融資1兆676億円）の運用残が生じた。

しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により業況悪化を来している中小企業者への資金繰り支援を行うなど、セーフティネット機能を的確に発揮するとともに、スタートアップ、事業再生・事業承継、海外展開の分野における支援や民間金融機関との連携強化に取り組むなど、民業補完の徹底と政策性の発揮はできたものと評価している。

令和6年度の貸付規模については、民業補完の徹底と政策性の発揮の観点を踏まえ、近年の実績や中小企業者の景況等を勘案しつつ、中小企業者の資金調達に困難が生じないよう適正な貸付規模を確保すべく、2兆3,100億円を要求することとしている。

令和6年度の財政投融資の要求額は、自己資金を精査した結果を踏まえ、1兆5,024億円の要求としている。

（参考：過去3カ年の財政投融資の運用残額）

	2年度	3年度	4年度
運用残額	8兆5,458億円	4兆4,086億円	1兆845億円
運用残率	69.8%	89.3%	90.6%

（注）「運用残率」は、改定後現額（改定後計画＋前年度繰越）に対する運用残額の割合（％）。

産業投資について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務）)

1. 産投事業の内容

(1) 具体的な事業内容

創業や新事業への取組み、企業再生等の局面にある中小企業者は、概してキャッシュフロー不足や自己資本の脆弱性等の理由により、民間金融機関からの資金調達が困難となっていることが多い。

このため、金融機関による資産査定上自己資本と看做しうる資金を公庫から供給することにより、当該中小企業者の財務体質を強化し、それを呼び水として民間金融機関からの資金調達を可能とするべく、「挑戦支援資本強化特例制度」が平成20年度に創設されたところである。

本制度は、「イ. 長期にわたって元本の償還がない」、「ロ. 法的倒産時において償還順位が他の全ての債権に劣後する」という制度設計としているため、公庫は通常の融資制度に比べてデフォルト時において高いリスクを負うことになる一方、

「ハ. 決算毎の税引後当期純利益に応じて支払利率が変動する成功払い金利型(劣後ローン利率)」を導入することにより、貸付先の業績が好調に推移した場合は、通常の融資よりも高いリターンを得ることが出来る。そのため、制度創設以来、本制度の貸付原資については、財政投融资特別会計（投資勘定）による出資で手当てしてきている。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響で、資本性ローンの意義や制度の周知が格段に図られたため、中小企業者の財務基盤強化という政策目的を明確にし、事業者のニーズにより一層きめ細かく対応していく必要があることから、令和4年度からは貸付限度額の拡充等を行い、「挑戦支援資本強化特別貸付」へと見直したところである。

令和6年度においても、引き続き創業や新事業展開、経営再建等に取り組む中小企業者等への支援を講じるべく、財政投融资特別会計（投資勘定）による出資を要求するものである。

(2) 必要とする金額の考え方

出資の金額としては、貸付原資として、融資実績、貸付条件の拡充、公庫における対応可能な事業規模、並びに資本性資金のニーズに万全を期すこと等を勘案し、1,024億円（令和6年度事業規模3,600億円の60%となる2,160億円から、既存の産投出資金の再活用分1,136億円（令和5年6月までの償還）を控除）を見込んでいる。

(3) 見込まれる収益

本制度では、成功要件の達成度合いにより想定よりも低い場合はリターンが減少するが、逆に想定よりも高い場合であれば、より多くのリターンを期待できるスキームとなっている。

(4) 民間資金の動員の蓋然性

本制度は、金融機関による資産査定上自己資本と看做しうる資金を供給し、当該中小企業者の財務体質を強化することにより、民間金融機関からの資金調達を円滑

化することを目的としており、民間金融機関に対する呼び水効果が特に高い制度となっている。

2. リスク管理体制

貸付に当たっては申し込み先が事業計画書を作成することを必須とし、計画の実現可能性等について十分な審査を行うことにより、償還見通しを十分に見極めている。また、貸付契約において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、融資実行後も適切なモニタリングを継続する仕組みとなっている。

また、融資後に2期又は3期連続で成功判定区分がB（税引後当期純利益が赤字）となった先に対しては、公庫からの経営改善指導の受け入れ及び適切な経営改善計画書策定を義務付ける等しており、適切な債権管理が制度上確保される仕組みとなっている。

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務）)

1. 令和6年度における財投機関債の発行内容

一般担保付の債権（コーポレート型）の財投機関債732億円（証券化支援買取業務における発行予定額と合計して1,000億円）の発行を予定。

（参考）令和5年度における財投機関債の発行内容

一般担保付の債権（コーポレート型）の財投機関債806億円（証券化支援買取業務における発行予定額と合計して1,000億円）の発行を予定。

2. 要求の考え方

令和5年度と同様、安定低利調達実現の観点から、一般担保付の債券（コーポレート型）の発行を前提に、格付の維持、ディスクロージャー、IR活動等を通じて広く市場からの信認を得られるよう努め、財投機関債の円滑な発行を期する。

成長戦略等に盛り込まれた事項について

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務）)

「経済財政運営と改革の基本方針2023」及び「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」及び「デジタル田園都市国家構想（基本方針・総合戦略・当面の重点検討課題）」に盛り込まれた事項に関する要求内容

- ・「新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版」に盛り込まれた「創業したスタートアップの成長」の推進を図るため、「スタートアップ支援資金」を拡充（貸付限度額の拡充）
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2023」に盛り込まれた「M&A」の推進を図るため、「事業承継・集約・活性化支援資金」を拡充（貸付限度額の拡充、「事業の承継・集約をされる者」を貸付対象に追加）
- ・「経済財政運営と改革の基本方針2023」に盛り込まれた「持続的で構造的な賃上げ」の推進を図るため、「賃上げ貸付利率特例制度」を新設（「賃上げに取り組む者」の貸付利率を引下げ）

【参考1】新しい資本主義のグランドデザイン及び実行計画2023改訂版

V. 企業の参入・退出の円滑化とスタートアップ育成5か年計画の推進

2. スタートアップ育成5か年計画の推進

(2) 目標

- ・創業の「数」（開業数）のみではなく、創業したスタートアップの成長すなわち「規模の拡大」にも、着目することが重要である。そこで、創業の絶対数と、創業したスタートアップの規模の拡大を包含する指標として、スタートアップへの投資額に着目する。

【参考2】経済財政運営と改革の基本方針2023

第2章 新しい資本主義の加速

1. 三位一体の労働市場改革による構造的賃上げの実現と「人への投資」の強化、分厚い中間層の形成

「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」の実現の鍵を握るのが賃上げであり、これまで積み上げてきた経済成長の土台の上に、構造的な人手不足への対応を図りながら、人への投資を強化し、労働市場改革を進めることにより、物価高に打ち勝つ持続的で構造的な賃上げを実現する。

5. 地域・中小企業の活性化

(中堅・中小企業の活力向上)

- ・地域経済を支える中堅・中小企業の活力を向上させ、良質な雇用の創出や経済の底上げを図る。このため、成長力のある中堅企業の振興や売上高100億円以上の企業など中堅企業への成長を目指す中小企業の振興を行うため、予算税制等により、集中支援を行う。

財政投融資の要求に伴う政策評価（基本的事項）

（機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務））

1. 政策的必要性

公庫は、一般の金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、中小企業者の行う事業の振興に必要な資金であって、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを供給しており（株式会社日本政策金融公庫法第1条、第11条第1項、別表第1第14号）、政策的緊要性の高いものについて、その政策実行を金融面から支援している。

政策目的に従って中小企業者の資金ニーズに的確に応えるためには、豊富な資金量を確保する必要があるほか、公庫は、工場建設等の比較的多額な設備投資資金等を長期で供給し、中小企業者が抱える様々な経営課題に対して、数多くの中小企業者との接触により蓄積した経験・ノウハウに基づき指導・助言を行うことを通して、中小企業者が課題を解決しながら成長していく過程を支援していることから、補助金等ではなく、公的金融（融資）という形態での支援が最も適している。

2. 民業補完性

公庫は、株式会社日本政策金融公庫法に従い、中小企業者の行う事業の振興に必要な資金であって、特定の中小企業者を対象とし、かつ、中小企業に関する重要な施策の目的に従って貸付けが行われる長期の資金として主務大臣が定めるものを供給している。

（1）民間金融機関との関係

公庫は、民間金融機関が行う金融を補完することを旨としつつ、次のような分野で中小企業者の資金調達を支援するための金融機能を担っている。

イ 平時における公的金融機能

（イ）長期固定金利資金の安定供給

公庫は、長期資金を専門に取り扱っており、融資の約7割が期間5年超の長期固定金利となっている等、中小企業者の長期資金ニーズに応えている。

（ロ）セーフティネット機能の発揮

事業環境の変化等によって、一時的に業況が悪化している中小企業者は、中長期的には業況が回復し、かつ発展することが見込まれるといった場合でも、情報の非対称性により、円滑な資金調達を行えない恐れがある。

公庫は、かかる中小企業者に対して、事業見通し等を精査し、経営課題に対して指導・助言を行うこと等を通じて、長期資金を安定的に供給し、セーフティネット機能を発揮している。

（ハ）政策性の高い貸付の実施

公庫は、スタートアップ・新事業、事業再生、事業承継、海外展開、DXの推

進及び脱炭素化などの環境・エネルギー対策等の成長分野や地域活性化、災害対策、雇用確保に貢献する設備投資の喚起など、国の重要な政策に基づき、リスクテイク機能を適切に発揮することで政策誘導を行なっている。

さらに、公庫は貸付毎に貸付限度を定めており、個別案件においても民間金融機関と連携するよう努めている。

ロ 危機時における公的金融機能

新型コロナウイルス感染症、東日本大震災、令和2年7月豪雨等の大規模災害時、国際的な金融不安や物価高騰等が中小企業者に悪影響を与えている危機時において、中小企業者に対しタイムリーかつ円滑に資金を供給することで、復興支援機能やセーフティネット機能を発揮している。

(2) 地方公共団体が実施する事業との関係

地方公共団体の制度融資は、当該地域の経済・産業（業種）構造等を背景として、地域特性を色濃く反映した「地域限定」のものであるのに対して、公庫の制度融資は国として幅広く推進すべき経済・産業政策に基づいたものとなっており、公庫は、国の中小企業政策を金融面から推進するため、セーフティネットや成長分野において、重点的に長期資金を供給している。

また、長年にわたり培った審査力、全国6.2万社の顧客データベースに基づく豊富な情報を活かし、中小企業者が発展していくために必要な情報の提供や経営に関するアドバイスを継続的に行っている。

3. 有効性

公庫は、業務運営計画の中で、セーフティネット機能の発揮、資金の安定供給、民間金融機関との連携、成長分野等への重点的な支援等を事業目標として掲げている。当該事業を行うことにより得られた政策効果については、外部の有識者をメンバーとした評価・審査委員会にて、毎年度評価を受けている。

4. その他

公庫は、貸付に当たって十分な審査を行い、申込先の事業見通し等を精査し、必要に応じて債権保全に必要な担保を徴求するとともに、貸付後においても借入先の業況把握に努め、経営課題に対して指導・助言を行い、公庫への償還が確実になるように努めている。

産業投資については、貸付に当たって、申込先が事業計画書を作成することを必須とし、計画の実現可能性等について十分な審査を行うことにより、償還見通しを十分に見極めている。また、貸付契約において財務諸表の真実性等に関する表明保証義務や通常融資以上の報告義務を課すなどの特約を締結することにより、融資実行後も適切なモニタリングを継続する仕組みとなっている。

また、融資後に2期又は3期連続で成功判定区分がB（税引後当期純利益が赤字）となった先に対しては、公庫からの経営改善指導の受け入れ及び適切な経営改善計画書策定を義務付ける等しており、適切な債権管理が制度上確保される仕組みとなっている。

4 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（融資・証券化支援保証業務）)

1. 決算についての総合的な評価

損益計算書においては、4年度は、セーフティネット需要等に対応した結果、資金運用収益541億円の計上等により経常収益は673億円となった。

一方、資本性ローンの残高増加等に伴う貸倒引当金繰入額751億円の計上等により経常費用は1,155億円となった。

この結果、特別損失を含めた当期純損失は482億円となった。

貸借対照表においては、貸付金が回収金等を下回ったことにより、貸出金残高は867億円減少した。当期末の純資産は出資金663億円を受入れたこと、当期純損失482億円を計上したことにより、3兆3,044億円となった。

なお、同勘定においてはセーフティネット貸付及び新型コロナウイルス感染症特別貸付等により、厳しい経営環境にある中小企業者への資金繰り支援を行っているが、①過去の実績を踏まえた信用コスト等を貸付金利に織り込んでおり、貸倒損失等については、基本的には貸付金の金利で回収する金利設計となっていること、②純資産額は3兆3,044億円の資産超過となっており、財務の健全性に問題はないものと思われることから、債務の償還に格別の懸念はないものと考えられる。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○ 資産

資産総額は8兆2,729億円。

主な科目は貸出金8兆2,519億円、現金預け金6,296億円、固定資産528億円、貸倒引当金△6,935億円である。

予算との差額が大きな科目は、貸出金(△6兆615億円)である。これは、貸付実績が計画を下回ったことが主な要因である。

○ 負債

負債総額は4兆9,685億円。

主な科目は借入金4兆5,830億円、社債3,309億円である。

予算との差額が大きな科目は、借入金(△5兆2,238億円)、社債(△4,133億円)である。これは、貸付実績が計画を下回ったことに伴い調達が増加したことが主な要因である。

○ 純資産

4年度に出資金663億円を受入れ、これにより4年度末の資本金は3兆9,863億円となった。

(2) 費用・収益の状況

○ 費用

費用総額は1,155億円。

主な内訳は借入金利息35億円、社債利息7億円、営業経費300億円、貸倒引当金繰入額751億円である。

予算との差額が大きな科目は、貸倒引当金繰入額(△1,327億円)である。これは、貸付実績が計画を下回ったこと等から貸倒引当金繰入額が減少したことが主な要因である。

○ 収益

収益総額は673億円。

主な内訳は貸出金利息541億円、一般会計より受入122億円である。

予算との差額が大きな科目は、貸出金利息(△962億円)である。これは、貸付実績が計画を下回ったことが主な要因である。

令和5年8月31日

令和6年度の財政投融资計画要求書

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（証券化支援買取業務）)

1. 令和6年度の財政投融资計画要求額

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	—	—	—	—
うち 出 資	—	—	—	—
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	—	—	—	—

2. 財政投融资計画残高

(単位：億円、%)

区 分	令和6年度末 残高(見込)	令和5年度末 残高(見込)	対前年度比	
			金額	伸率
(1)財政融資	—	—	—	—
(2)産業投資	245	245	—	0.0
うち 出 資	245	245	—	0.0
うち 融 資	—	—	—	—
(3)政府保証	—	—	—	—
うち 国内債	—	—	—	—
うち 外 債	—	—	—	—
うち 外貨借入金	—	—	—	—
合 計	245	245	—	0.0

3. 事業計画及び資金計画

事業計画

(単位：億円)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画の合計額	700	500	200
(内訳) CDS契約 (うち証券化商品の買取)	700 (284)	500 (208)	200 (76)

資金計画

(単位：億円)

区 分	令和6年度 要 求 額	令和5年度 計 画 額	増 減
事業計画実施に必要な資金の合計額	284	208	76
(財源) 財政投融资	—	—	—
財政融資	—	—	—
産業投資	—	—	—
政府保証	—	—	—
自己資金等	284	208	76
財投機関債	268	194	74
その他	16	14	2

財 投 機 関 債 に つ い て

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（証券化支援買取業務）)

1. 令和6年度における財投機関債の発行内容

一般担保付の債券（コーポレート型）の財投機関債268億円（融資業務における発行予定額と合計して1,000億円）の発行を予定。

（参考）令和5年度における財投機関債の発行内容

一般担保付の債券（コーポレート型）の財投機関債194億円（融資業務における発行予定額と合計して1,000億円）の発行を予定。

2. 要求の考え方

証券化支援買取業務を行ううえで必要となる劣後部分及びメザニン部分の保有を行うための原資に充当するため、財投機関債の円滑な発行を期する。

4 年度決算に対する評価

(機関名：株式会社日本政策金融公庫（中小企業者向け業務）（証券化支援買取業務）)

1. 決算についての総合的な評価

損益計算書においては、4年度は、有価証券利息配当金2億円の計上等により、経常収益は4億円となった。

一方、その他の役務費用1億円の計上等により、経常費用は4億円となった。この結果、当期純損失は0億円となった。

貸借対照表においては、当期末の純資産は、当期純損失0億円の計上等により、251億円となった。

なお、当期純損失0億円の計上により、剰余金の額が△0億円と零を下回ったため、株式会社日本政策金融公庫法第47条第2項の規定により、準備金△0億円を取り崩して整理した。

2. 決算の状況

(1) 資産・負債・資本の状況

○ 資産

資産総額は506億円。

主な科目は有価証券443億円、現金預け金57億円である。

予算との差額が大きな科目は、有価証券(△180億円)である。これは、新規の証券化案件の組成実績が計画を下回ったことが主な要因である。

○ 負債

負債総額は255億円。

主な科目は社債250億円である。

予算との差額が大きな科目は、社債(△158億円)である。これは、新規の証券化案件の組成実績が計画を下回ったことが主な要因である。

○ 純資産

新たな出資金の受入は行っておらず、4年度末の資本金は244億円である。

(2) 費用・収益の状況

○ 費用

費用総額は4億円。

主な内訳はその他の役務費用1億円である。

予算との差額が大きな科目は、社債利息(△2億円)である。これは、新規の証券化案件の組成実績が計画を下回ったことが主な要因である。

○ 収益

収益総額は4億円。

主な内訳は有価証券利息配当金2億円である。

予算との差額が大きな科目は、その他の役務収益(△13億円)である。これは、新規の証券化案件の組成実績が計画を下回ったことが主な要因である。